

## 諫早湾干拓事業の開門調査に係る事前対策工事の即刻中止を求める意見書

諫早市議会は、諫早湾干拓事業の開門調査に関し、これまで再三にわたり、国に対し抗議の決議又は意見書として、開門に伴う問題点を指摘し開門調査に係る事前対策工事の即刻中止と開門反対の強い意思を繰り返し訴えてきた。

このような要請等にもかかわらず、国は、福岡高裁の判決を根拠に開門調査の準備を進めており、開門に向けた事前対策工事に係る契約業務を行うなど、開門ありきの姿勢を続けている。

国は、開門に伴い調整池が海水化することにより、農業用水の代替水源として、数百億円を費やして海水淡水化装置を整備するとしているが、地元住民はこれに強く反発しており、整備予定地に私有地が含まれる場合には、売却や貸与をしないことを決議しており、地元住民が納得しない中での事前対策工事の実施は実現困難と言わざるを得ない。

既に完成した諫早湾干拓事業の潮受け堤防は、低平地での浸水被害を防止するなど防災効果をいかに発揮し、新たに創造された農地では、営農者の懸命な努力により優良な作物が収穫されており、事業目的は十分に果たしている。

事業完成後の漁業においても、小長井地域の養殖牡蠣が全国一の高評価を受けるなど、諫早湾再生への道筋にも明るい展望が開けてきている。

こうした状況において、司法判断ありきだけで、地元が納得する説明もないままに実施しようとしている開門調査は、国営事業としての成果を国自らが否定するものであり、国民の生命と財産を守るべき国の責務を放棄するに等しく、本市にとって、これまで築き上げてきた干拓事業後の農業者、漁業者の安定経営を破壊するだけでなく、低平地に暮らす市民の安心・安全を脅かす暴挙であり、到底容認できるものではない。

よって、諫早市議会は、あらためて、国が進める開門調査に係る事前対策工事を即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月7日

諫 早 市 議 会